

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	HYOC A-Z	
行政機関等の名称	木津川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	新增築家屋の評価額算定のために利用する。	
記録項目	1 所有者情報（個人コード、氏名、住所）、2 固定資産（家屋）情報	
記録範囲	市内で新增築された家屋の所有者（平成30年度以降）	
記録情報の収集方法	本人、都市計画課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）木津川市総務部総務課	
	（所在地）〒619-0286 木津川市木津南垣外 110 番地 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和8年7月8日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	時空間GISマルコーロ	
行政機関等の名称	木津川市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	土地の評価額算定、HYOCA-Zで算定した新增築家屋の評価額等の情報を取込み、固定資産税・都市計画税賦課のために利用する。	
記録項目	1 納税義務者（登記名義人）情報（個人コード、氏名、住所）、 2 固定資産税・都市計画税課税情報、3 固定資産（土地）情報、 4 固定資産（家屋）情報	
記録範囲	市内の土地・家屋の所有者	
記録情報の収集方法	本人、法務局木津出張所、HYOCA-Z	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 木津川市総務部総務課 (所在地) 〒619-0286 木津川市木津南垣外 110 番地 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 8 年 7 月 8 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	基幹業務支援システム（固定資産税）	
行政機関等の名称	木津川市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課、証明等のために利用する。	
記録項目	1 納税義務者（登記名義人）情報（個人コード、氏名、住所、送付先住所）、2 固定資産税・都市計画税課税情報、3 固定資産（土地）情報、4 固定資産（家屋）情報、5 固定資産（償却資産）情報	
記録範囲	固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、時空間GISマルコポーロ、京都地方税機構、HYOCAA-Z	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	京都府山城南府税出張所、税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）木津川市総務部総務課	
	（所在地）〒619-0286 木津川市木津南垣外 110 番地 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 8 年 7 月 8 日